

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 講習会のご案内

建設業労働災害防止協会広島県支部福山分会

平成30年6月、労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示により、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうち、フルハーネス型のものを用いて行う作業(ロープ高所作業に係る業務を除く)」が、特別教育の対象をなったことから、当支部において「墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務の特別教育(以下「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」という)」を実施します。

記

- 講習日時 : 令和6年12月12日(木) 9:00~16:20
- 講習会場 : 福山土木建築会館 (福山市若松町8-22)
- 申込受付期間 : 令和6年11月1日(金)~11月28日(木) 8:30~17:00
(但し、昼休憩12~13時及び土日祝日は除く。また、11/8(金):安全指導者研修の為終日閉局)
- 対象者 : 高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうち、フルハーネス型のものを用いて行う作業(ロープ高所作業に係る業務を除く)に係る業務を行う者
- 受講料 : 会員 9,350円 + テキスト代 847円
(非会員 10,450円) ※テキストは3版7刷(R5.5.24)以降のものをご使用ください。
- 申込方法 : 「特別教育他講習(教育)受講申込書」に必要事項をご記入の上、
①受講料 ②テキスト代 ③本人確認書類(氏名・生年月日記載の公的書類〈運転免許証等〉)を添えて、福山分会までご持参下さい。

※書き損じは二重線にて訂正し、訂正印を押印 (※修正液使用不可)

※受講申込書の必要な方はご連絡頂くか、福山分会 HP よりダウンロードして下さい。

〈申込受付場所〉建災防福山分会事務局

〒720-0034 福山市若松町8-22 TEL: 084-924-4320

- 定員 : 30名 (希望者が10名に満たない場合は中止させていただきます。その場合、既に申込された方にはご連絡いたします。)

- 講習内容 ※ 昼休憩 12:20~13:10

講習科目		講習時間
学 科	作業に関する知識	9:00~10:00
	墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。以下同じ)に関する知識	10:10~12:20 (10分休憩含む)
	労働災害の防止に関する知識	13:10~14:10
	関係法令	14:10~14:40
実 技	墜落制止用器具の使用方法等 ※フルハーネスを使用しての受講になります。 フルハーネスを各自ご持参ください。	14:50~16:20

- その他 :

- ①事前説明がありますので、8時50分までに着席してください。
- ②当日は、受講票・筆記用具・印鑑・フルハーネスを必ずお持ち下さい。テキストは当日お渡しします。
- ③受講生のための駐車場はありません。公共の交通機関又は近隣の駐車場(HP参照)をご利用ください。
- ④受講日当日に欠席・遅刻及び早退した場合は、受講料・テキスト代はお返しできませんのでご了承下さい。
- ⑤講習開始時間に遅刻された場合、途中退席された場合、受講できません。
- ⑥お弁当の注文を当日の朝、取りまとめしています。お弁当代は500円(500mlのお茶付)です。お弁当代は、注文時に徴収致します。

※ご不明な点は、建設業労働災害防止協会福山分会までお問い合わせ下さい。

TEL: 084-924-4320

Fax: 084-924-4331

以上